

青森県報

第二百七十三号

令和三年
二月十九日
(金曜日)

目次

告示

○生活保護法による指定施術者の施術所の所在地変更の届出 (健康福祉課) ……一

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生 (水産振興課) ……一

○公共測量の終了 (監理課) ……二

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正 (会計管理課) ……二

公告

○特定所有者不明土地の収用についての裁定申請 (監理課) ……二

人事委員会

○人事委員会規則六一一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則 (職員課) ……三

公営企業

○青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (病院総務課) ……三

○青森県立中央病院重油供給単価契約に係る一般競争入札 (病院管理課) ……四

雑報

○令和二年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算(第二号)ほか二件の要領 (新産業都市建設事業団) ……七

告示

青森県告示第百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	佐藤 慎也	訪問マッサージ REGIUS	弘前市大字取上三丁目 九の八ジョイアヴィラ Ⅲ-二〇三	令和三・二・七
変更後			弘前市大字北園一丁目 八の二九	

青森県告示第百四十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和三年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区	域	区	分
----------------	---	---	---	---

西津軽郡深浦町大字岩崎字松原一九三の二
株式会社 ホリエイ
西津軽郡深浦町大字岩崎字平館七の四
有限会社 徳田商店

新深浦町第六区
協同組合の地
区のうち、大
字月屋、大
字作、大
字岩、大
字正、大
字黒崎、大
字松崎、大
字黒崎

たい・ぶり定置
漁業

青森県告示第百五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測
量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第
三項の規定により公示する。

令和三年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 測量の期間

令和二年十二月七日から令和三年一月三十一日まで

四 測量の地域

北津軽郡鶴田町大字野木、菖蒲川

青森県告示第百六号

昭和三十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一
部を次のように改正する。

令和三年二月十九日

第二号の表中

東奥信用金庫高崎支店

弘前市大字高崎一丁目

を削る。

青森県知事 三 村 申 吾

公

告

特定所有者不明土地の収用についての裁定申請

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九
号。以下「法」という。）第三十七条第一項の規定による特定所有者不明土地の収用
についての裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する法第二
十八条第一項の規定により公告する。

令和三年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請した者の名称及び住所

名 称	住 所
青森県	青森市長島一丁目の一

二 特定所有者不明土地の所在、地番及び地目

所 在 及 び 地 番	地 目
八戸市大字尻内町字六百刈一七	田

三 裁定申請書等の縦覧

1 場所

青森県県土整備部監理課

2 期間

令和三年二月十九日から同年三月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 異議等の申出

1 申出者及び申し出るべき事項

次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を申し出るものとする。

(一) 特定所有者不明土地の所有者、関係人又は準関係人であつて、裁定申請書又は補償金額見積積書に記載された事項について異議のあるもの (二) 特定所有者不明土地の所有者であつて、補償金額見積積書に特定所有者不明土地の確知所有者として記載されていないもの(一)に掲げる者を除く。	当該異議の内容及びその理由
	当該特定所有者不明土地の所有者である旨

2 申出の方法

申出者は、三の縦覧期間内に、次に掲げる事項を記載した申出書にその権原を証する書面を添えて青森県県土整備部監理課に提出するものとする。

(一) 申出者の氏名又は名称及び住所

(二) 当該申出に係る特定所有者不明土地の所在及び地番

(三) 1の(一)の申出者にあつては、当該異議の内容及びその理由

(四) 1の(二)の申出者にあつては、当該特定所有者不明土地の所有者である旨

五 縦覧期間内に申出がない場合

三の縦覧期間内に四の異議等の申出がない場合は、法第三十七条第三項の裁定をすることがある。

人事委員会

人事委員会規則六一一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月十九日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則六一一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則六一一五(職員の任用に関する規則)の一部を次のように改正する。

別表第二第三号中「臨床心理士」の下に、「診療情報管理士」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 営 企 業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年二月十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第一号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る」に改める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の青森県病院局職員の給与に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、令和三年二月十三日から適用する。

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の青森県病院局職員の場合、改正後の規程の規定に基づいて支給された感染症治療等手当は、改正後の規程の規定による感染症治療等手当の内払とみなす。

青森県立中央病院重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和三年二月十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入

1 物品の名称及び購入予定数量

- (一) 重油（令和三年四月分） 十三万二千リットル
- (二) 重油（令和三年五月分） 九万六千リットル
- (三) 重油（令和三年六月分） 七万二千リットル
- (四) 重油（令和三年七月分） 九万六千リットル
- (五) 重油（令和三年八月分） 十二万リットル
- (六) 重油（令和三年九月分） 九万六千リットル
- (七) 重油（令和三年十月分） 七万二千リットル
- (八) 重油（令和三年十一月分） 十二万リットル
- (九) 重油（令和三年十二月分） 十六万八千リットル
- (十) 重油（令和四年一月分） 十八万リットル
- (十一) 重油（令和四年二月分） 十五万六千リットル
- (十二) 重油（令和四年三月分） 十五万六千リットル

2 規格

日本産業規格 一種二号

3 納入期間

一の1の件名ごとに次に掲げる期間とし、発注者の指定した日に指定した数量を納入すること。

(一) 令和三年四月一日から同月三十日まで

- (二) 令和三年五月一日から同月三十一日まで
- (三) 令和三年六月一日から同月三十一日まで
- (四) 令和三年七月一日から同月三十一日まで
- (五) 令和三年八月一日から同月三十一日まで
- (六) 令和三年九月一日から同月三十一日まで
- (七) 令和三年十月一日から同月三十一日まで
- (八) 令和三年十一月一日から同月三十一日まで
- (九) 令和三年十二月一日から同月三十一日まで
- (十) 令和四年一月一日から同月三十一日まで
- (十一) 令和四年二月一日から同月二十八日まで
- (十二) 令和四年三月一日から同月三十一日まで

4 納入場所

青森県立中央病院（青森市東造道二丁目一の一）

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 令和二年五月十八日青森県告示第四百二十二号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付された者であること。
- 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- 4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- 5 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）に基づく石油販売業の届出をしていることを証明した者であること。
- 6 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、二に定める資格を有することにつ

いて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、入札説明書に示す提出期限までに青森県立中央病院長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院外来棟三階 青森県病院局運営部管理課

4 提出部数

一部

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院外来棟三階

青森県病院局運営部管理課

電話 ○一七―七二六―八三一九

五 入札及び開札の日時及び場所

1 日時

一の1の件名ごとに次のとおりとする。

(一) 令和三年三月二十四日 午前十一時

(二) 令和三年四月二十七日 午前十一時

(三) 令和三年五月二十六日 午前十一時

(四) 令和三年六月二十四日 午前十一時

(五) 令和三年七月二十八日 午前十一時

(六) 令和三年八月二十六日 午前十一時

(七) 令和三年九月二十八日 午前十一時

(八) 令和三年十月二十七日 午前十一時

(九) 令和三年十一月二十五日 午前十一時

(十) 令和三年十二月二十三日 午前十一時

(十一) 令和四年一月二十六日 午前十一時

(十二) 令和四年二月二十四日 午前十一時

2 場所

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、徴しない。

七 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、買入れする物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

4 入札書の記載方法

入札金額は、一リットル当たりの単価を記入すること。

なお、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点第三位未満を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札手続の停止等

令和三年度青森県病院事業会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased :

Unit price contract for Fuel Oil

(JIS Class I, No. 2)

- (1) Fuel Oil for April 2021
Expected quantity of 132,000 liter
- (2) Fuel Oil for May 2021
Expected quantity of 96,000 liter
- (3) Fuel Oil for June 2021
Expected quantity of 72,000 liter
- (4) Fuel Oil for July 2021
Expected quantity of 96,000 liter
- (5) Fuel Oil for August 2021
Expected quantity of 120,000 liter
- (6) Fuel Oil for September 2021
Expected quantity of 96,000 liter
- (7) Fuel Oil for October 2021
Expected quantity of 72,000 liter
- (8) Fuel Oil for November 2021
Expected quantity of 120,000 liter
- (9) Fuel Oil for December 2021
Expected quantity of 168,000 liter
- (10) Fuel Oil for January 2022
Expected quantity of 180,000 liter

(11) Fuel Oil for February 2022

Expected quantity of 156,000 liter

(12) Fuel Oil for March 2022

Expected quantity of 156,000 liter

2 Delivery period :

- (1) From April 1, 2021 through April 30, 2021
- (2) From May 1, 2021 through May 31, 2021
- (3) From June 1, 2021 through June 30, 2021
- (4) From July 1, 2021 through July 31, 2021
- (5) From August 1, 2021 through August 31, 2021
- (6) From September 1, 2021 through September 30, 2021
- (7) From October 1, 2021 through October 31, 2021
- (8) From November 1, 2021 through November 30, 2021
- (9) From December 1, 2021 through December 31, 2021
- (10) From January 1, 2022 through January 31, 2022
- (11) From February 1, 2022 through February 28, 2022
- (12) From March 1, 2022 through March 31, 2022

3 Time Limit for tender:

- (1) 11:00a. m. March 24, 2021
- (2) 11:00a. m. April 27, 2021
- (3) 11:00a. m. May 26, 2021
- (4) 11:00a. m. June 24, 2021
- (5) 11:00a. m. July 28, 2021
- (6) 11:00a. m. August 26, 2021
- (7) 11:00a. m. September 28, 2021
- (8) 11:00a. m. October 27, 2021
- (9) 11:00a. m. November 25, 2021
- (10) 11:00a. m. December 23, 2021
- (11) 11:00a. m. January 26, 2022
- (12) 11:00a. m. February 24, 2022

4 Contact point for the notice:

Management division
Hospital Bureau
Aomori Prefectural Government
Aomori Prefectural Central Hospital
2-1-1 Higashi-tsukurimichi
Aomori City, Aomori 030-8553
JAPAN
TEL 017-726-8319

雑 報

青森県事業団公告第八号

令和三年一月青森県新産業都市建設事業団理事会第二百二十八回定例会の議を経た令和二年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算(第二号)ほか二件の要領を地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

令和三年二月十九日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

令和2年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第2号）

令和2年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,342,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,699,145千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 357,145	千円 1,342,000	千円 1,699,145
	1 臨海収入	356,262	768,000	1,124,262
	2 市川収入	883	574,000	574,883
歳入合計		357,145	1,342,000	1,699,145

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 357,145	千円 1,342,000	千円 1,699,145
	1 臨海事業費	356,262	768,000	1,124,262
	2 市川事業費	883	574,000	574,883
歳出合計		357,145	1,342,000	1,699,145

令和2年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和2年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 事業収益	119,491千円	3,236,985千円	3,356,476千円
第1項 営業収益	36,624千円	△36,624千円	0千円
第2項 営業外収益	82,867千円	3,273,609千円	3,356,476千円

支 出			
第1款 事業費用	21,582千円	655,585千円	677,167千円
第1項 営業費用	21,389千円	655,585千円	676,974千円

令和2年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和2年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 事業収益	838,642千円	342,360千円	1,181,002千円
第1項 営業収益	838,640千円	342,360千円	1,181,000千円
支 出			
第1款 事業費用	582,272千円	2,963,599千円	3,545,871千円
第1項 営業費用	582,272千円	951,419千円	1,533,691千円
第2項 営業外費用	0千円	2,012,180千円	2,012,180千円

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円